

第 20 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第34号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

専第 34 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,330,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,000,937,527千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		200,156,956	1,330,608	201,487,564
	1 国庫委託金	3,850,837	1,330,608	5,181,445
歳 入 合 計		999,606,919	1,330,608	1,000,937,527

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 43,521,061	千円 1,330,608	千円 44,851,669
	1 選 挙 費	1,143,753	1,330,608	2,474,361
歳 出 合 計		999,606,919	1,330,608	1,000,937,527